

お詫びと訂正

令和5年2月に発行しました「地方選挙のための投・開票事務ノート」に誤りがありました。
お詫びいたしますとともに、次のとおり訂正いたします。

【 正誤表 】

訂正箇所	正	誤
<p>七三頁 二～四行目</p>	<p>開票立会人は、候補者が、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録されている者の中から、開票立会人となることについての承諾を得て定め、市町村の選挙管理委員会に届けることになっている。この届出は、投票日の前三日目の午後五時までにしなければならぬ(法六二一・二七〇)。なお、市町村の区域を分けて、又は、数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設ける場合において、当該開票区を選挙の期日前二日から選挙の期日の前日までの間に設けたときは市町村の選挙管理委員会において、当該開票区を選挙の期日以後に設けたときは開票管理者において、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から開票立会人を選任すること(法六二八)。</p>	<p>開票立会人は、候補者が、当該選挙の開票区内の選挙人名簿に登録されている者の中から、開票立会人となることについて本人の承諾を得て定め、市町村の選挙管理委員会に届けることになっている。この届出は、投票日の前三日目の午後五時までにしなければならぬ(法六二一・二七〇)。</p>
<p>七三頁 一六行目</p>	<p>2 開票管理者が選任する開票立会人も必ず当該開票区の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録されていない場合はならない。</p>	<p>2 開票管理者が選任する開票立会人も必ずその開票区の選挙人名簿に登録されていなければならない。</p>
<p>一〇七頁 七行目</p>	<p>1 開票事務を選挙会の事務に併せて行う場合は、開票立会人の資格と同様に、当該開票区の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者である。</p>	<p>1 開票事務を選挙会の事務に併せて行う場合は、開票立会人の資格と同様に、その開票区の選挙人名簿に登録された者である。</p>